

〔注〕平成24年3月から改正経過を注記した。

札幌市都市公園条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、札幌市都市公園条例(昭和32年条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

(許可申請書)

第3条 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の3日前までに公園使用許可申請書(様式1)を市長に提出しなければならない。

2 公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園施設設置許可申請書(様式2)を市長に提出しなければならない。

3 公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の15日前までに公園施設管理許可申請書(様式3)を市長に提出しなければならない。

4 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

5 条例第3条第1項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可を受けた者は、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ前各項の規定に準じて速やかに許可変更申請書(様式5)を市長に提出しなければならない。

6 条例第11条第1項の許可を受けようとする者は、公園施設設置(管理)休止許可申請書(様式6)を市長に提出しなければならない。

(設計書等)

第4条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、前条の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(許可書)

第5条 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該許可を受けた者に対して、当該各号に掲げる書類を交付する。

(1) 条例第3条第1項各号に掲げる行為又は公園の占用の許可 公園使用許可書(様式1の2)

(2) 公園施設の設置の許可 公園施設設置許可書(様式2の2)

(3) 公園施設の管理の許可 公園施設管理許可書(様式3の2)

(4) 前3号の許可を受けた事項の変更の許可 変更許可書(様式5の2)

(5) 条例第11条第1項の許可 公園施設設置(管理)休止許可書(様式6の2)

(届出)

第6条 条例第11条第2項又は第21条の規定により届け出ようとする者は、届書(様式7)を市長に提出しなければならない。

(規則で定める施設)

第7条 条例第6条第5号に規定する規則で定める有料公園施設は、円山総合運動場、厚別公園競技場及び円山動物園とする。

2 条例別表4に規定する規則で定める施設は、別表1のとおりとする。

(保管工作物等一覧簿)

第7条の2 条例第20条の3第2項の規則で定める様式は、保管工作物等一覧簿(様式7の2)とする。

(受領書)

第7条の3 条例第20条の7の規則で定める様式は、受領書(様式7の3)とする。

(備付物件等の使用料)

第8条 条例別表4の規定により市長が定める備付物件等の使用料は、別表2のとおりとする。

(有料プログラムの使用料)

第9条 条例別表4の規定により円山動物園の有料プログラムの使用料として規則で定める額は、別表3のとおりとする。

全部改正〔令和2年規則35号〕

(使用料等の徴収)

第10条 使用料及び占用料は、条例第3条第1項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用又は有料公園施設の使用(以下「公園の使用」と総称する。)の許可若しくは承認又は申請の際これを徴収する。ただし、札幌市公共施設予約情報システムを利用して使用の承認を受けることができる有料公園施設の使用料については、当該申請の日以後、市長が定める日までの間にこれを徴収することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、有料公園施設の使用料(前項ただし書の使用料を除く。)については、市長が特に認めたときは、使用の開始の日以後においてこれを徴収することができる。

3 第1項本文の規定にかかわらず、公園の使用の期間が3月を超える場合の使用料(円山動物園の1年当たりの使用料を除く。)及び占用料については、次に掲げる期間の区分により、初期の分は使用の許可の際、次期以降の分は当該各期の初めにこれを徴収することができる。

(1) 第1期 4月から6月まで

(2) 第2期 7月から9月まで

(3) 第3期 10月から12月まで

(4) 第4期 1月から3月まで

(使用料等の減額又は免除)

第11条 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料の減額又は免除を受けようとする者は、都市公園使用料減額(免除)申請書(様式8)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の使用料の減額又は免除を決定したときは、使用料減額(免除)決定書(様式8の2)を交付する。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、決定書を交付しない。

3 第1項の使用料以外の使用料又は占用料の減額又は免除を受けようとする者は、公園使用許可申請書(有料公園施設の使用に係る使用料の減額又は免除を受けようとする場合にあっては、それぞれの有料公園施設に応じ市長が別に定める申請書)に必要な事項を記入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

4 第2項の規定は、第1項の使用料以外の使用料又は占用料の減額又は免除を決定した場合に準用する。この場合において、第2項中「様式8の2」とあるのは、「様式8の2(有料公園施設の使用に係る使用料の減額又は免除の場合にあっては、それぞれの有料公園施設に応じ市長が別に定める決定書)」と読み替えるものとする。

(使用料等の還付)

第12条 条例第24条ただし書の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料又は占用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 市長が、条例第20条第1項に規定する処分をし、又は必要な措置を命じた場合(同項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合に限る。)

(2) 天災その他公園の使用をする者の責めに帰することのできない事由によつて使用又は占有することができなくなった場合

(3) 公園の使用をする者がその使用又は占有の開始の日の5日(アからウまでに掲げる施設の使用にあつては、それぞれアからウまでに掲げる日数)前までに許可若しくは承認又は申請の取消し又は変更を申し出た場合

ア 札幌芸術の森の野外ステージ、練習室のうち中練習室、大練習室、アリーナ及び特別控室並びに研修室のうち登り窯研修室並びに札幌コンサートホールの大ホール、小ホール、大リハーサル室、小リハーサル室A及び小リハーサル室B(イにおいて「大ホール等」という。)の使用(イに掲げる使用を除く。) 90日

イ 札幌コンサートホールの大ホール等の使用であつて、公演等の催しを伴わない練習等のための使用 15日

ウ 札幌芸術の森の練習室のうち小練習室及びピアノ練習室、研修室(登り窯研修室を除く。)、アトリエ並びにロッジの使用 30日

(体育館等の特例)

第13条 第8条及び第10条から前条までの規定(占用料に係るものを除く。)にかかわらず、美香保体育館、中島体育センター、星置スケート場及び豊平公園温水プールの管理及び使用料等については、この規則に定めるもののほか、札幌市体育施設条例施行規則(平成15

年規則第31号)の定めるところによる。

全部改正〔平成26年規則15号〕

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

- 第14条 条例第29条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合における第3条及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「様式1」とあるのは「様式1(当該許可を指定管理者が行う場合にあっては、指定管理者が定める様式)」と、「市長」とあるのは「市長(当該許可を指定管理者が行う場合にあっては、指定管理者)」と、同条第5項中「(様式5)を市長」とあるのは「(様式5(当該変更の許可を指定管理者が行う場合にあっては、指定管理者が定める様式))を市長(当該変更の許可を指定管理者が行う場合にあっては、指定管理者)」と、第6条中「(様式7)を市長」とあるのは「(様式7(同条第5号に該当する場合において条例第20条第1項又は第2項の規定による必要な措置を命じた者が指定管理者であるときは、指定管理者が定める様式))を市長(条例第21条第5号に該当する場合において条例第20条第1項又は第2項の規定による必要な措置を命じた者が指定管理者であるときは、指定管理者)」とする。
- 2 前項の規定により読み替えて適用される第3条第1項又は第5項の規定により指定管理者に申請書が提出された場合については、第5条の規定は適用しない。
- 3 前項に規定する場合において、指定管理者は、条例第3条第1項各号に掲げる行為又はその許可を受けた事項の変更の許可をしたときは、当該許可を受けた者に対して指定管理者が定める様式による許可書を交付する。
- 4 条例第30条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合における利用料金の収受及び減額又は免除の手続については、第10条、第11条第3項及び同条第4項において準用する同条第2項の規定に準じて当該指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 5 条例第30条第5項に規定する市長が別に定める場合は、次のとおりとする。
- (1) 指定管理者が、条例第20条第1項に規定する処分をし、又は必要な措置を命じた場合(同項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合に限る。)
- (2) 第12条第2号又は第3号に該当する場合(公園の占用の場合を除く。)
- (委任)
- 第15条 この規則の施行について必要な事項は、建設局長が定める。
- 一部改正〔平成28年規則21号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、平成11年7月1日前に札幌市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則(平成11年規則第43号)第3条の規定による改正前の札幌市運動施設管理規則第3条第1項ただし書の規定により交付した同項第1号、第3号及び第4号に掲げる運動施設の使用に係る運動施設使用券(使用者の区分として中学生以下の表示があるもののうち、未使用の回数券(一部を使用したものを含む。))又は有効期限が同日以後であるものに限り、)について、当該運動施設使用券の交付を受けた者から未使用の部分について使用料の還付の請求がある場合は、第12条第1項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、当該未使用の部分に相当する使用料を還付することができる。
- 3 前項の場合において、条例第29条第2項の規定により管理受託者に利用料金を収受させているときは、第12条第2項中「(公園の占用の場合を除く。)」とあるのは、「(公園の占用の場合を除く。))及び附則第2項に規定する場合」とする。

附 則(昭和32年規則第49号)～附 則(平成22年規則第11号)

省 略

附 則(平成23年規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第30号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第15号抄)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第36号)

この規則は、平成27年5月22日から施行する。

附 則(平成27年規則第38号)

- 1 この規則は、平成27年6月17日から施行する。

- 2 改正後の別表2 3 札幌コンサートホールの表の規定は、この規則の施行の日以後の札幌コンサートホールの備付物件の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成28年規則第21号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第21号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第23号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の各規則の様式の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則(令和5年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年規則第26号)

この規則は、札幌市都市公園条例の一部を改正する条例(令和6年条例第21号)附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第1条中別表1庭球場の項軟式用の目の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。(施行の日＝令和7年4月27日)

附 則(令和7年規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年3月15日から施行する。ただし、別表2 3 札幌コンサートホールの表の改正規定及び附則第3項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第3号若しくは第4号又は第14条第5項第2号の規定は、それぞれ令和8年4月1日以後の使用に係る使用料又は利用料金の還付について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金の還付については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表2 3 コンサートホールの表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表1

区分	施設名
陸上競技場	モエレ沼公園陸上競技場、もみじ台緑地陸上競技場

野球場		円山公園坂下野球場、豊平川緑地野球場、屯田西公園野球場、太平公園野球場、新琴似グリーン公園野球場、あいの里公園野球場、美香保公園野球場、伏古公園野球場、北郷公園野球場、川下公園野球場、大谷地流通団地東側緑地野球場、もみじ台緑地野球場、月寒公園野球場、月寒公園坂下野球場、平岡公園野球場、藻南公園野球場、常盤公園野球場、農試公園野球場、手稲稲積公園野球場、北発寒公園野球場、前田公園野球場、前田森林公園野球場、星置公園野球場
庭球場	硬式用	中島公園庭球場、屯田西公園庭球場、太平公園庭球場、新琴似グリーン公園庭球場、あいの里公園庭球場、美香保公園庭球場、伏古公園庭球場、モエレ沼公園庭球場、川下公園庭球場、大谷地流通団地東側緑地庭球場、もみじ台緑地庭球場、青葉中央公園庭球場、月寒公園庭球場、豊平公園庭球場、古田川公園庭球場、西岡中央公園庭球場、清田南公園庭球場、平岡公園庭球場、藻南公園庭球場、常盤公園庭球場、石山緑地庭球場、農試公園庭球場、発寒西陵公園庭球場、手稲稲積公園庭球場、北発寒公園庭球場、星置公園庭球場、明日風公園庭球場
	軟式用	美香保公園庭球場、農試公園庭球場
サッカー場	人工芝	屯田西公園サッカー場、東雁来公園サッカー場
	上記以外のもの	豊平川緑地サッカー場、前田森林公園サッカー場
自由広場		円山公園自由広場、美香保公園自由広場
舟遊場		月寒公園舟遊場
パークゴルフ場		豊平川緑地パークゴルフ場、荻戸川緑地パークゴルフ場、丘珠空港緑地パークゴルフ場、川下公園パークゴルフ場、厚別山本公園パークゴルフ場、月寒公園パークゴルフ場、五天山公園パークゴルフ場、前田森林公園パークゴルフ場、山口緑地パークゴルフ場
シャワーブース		モエレ沼公園シャワーブース

一部改正〔平成24年規則7号・25年8号・30号・26年5号・31年21号・令和3年21号・5年29号・6年26号〕

別表2
1 円山総合運動場及び厚別公園競技場

区分				使用料			備考
施設		種別		単位	金額		
					入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合	
円山総合運動場	主競技場 野球場 庭球場	放送設備(マイク2本を含む。)		1日につき	7,700円	15,400円	(1)「1日」とは、供用時間をいう。 (2) 半日は、午後0時30分をもつて区分する。 (3) 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
				半日につき	3,850円	7,700円	
		附属器具	マイク	1本1日につき	1,000円	2,000円	
				1本半日につき	500円	1,000円	
			ワイヤレスマイク	1日につき	2,000円	4,000円	
				半日につき	1,000円	2,000円	
厚別公園競技場	主競技場	放送設備(マイク3本を含む。)		1日につき	7,700円	15,400円	
				半日につき	3,850円	7,700円	
		附属器具	マイク	1本1日につき	1,000円	2,000円	
				1本半日につき	500円	1,000円	
			ワイヤレスマイク	1日につき	2,000円	4,000円	
				半日につき	1,000円	2,000円	
		大型映像装置	1日につき	30,000円	60,000円		
			半日につき	15,000円	30,000円		
	補助競技場	移動式放送設備	1回につき	3,900円			

2 札幌芸術の森

区分			使用料		備考
施設	種別		単位	金額	
練習室	アップライトピアノ		1台1回につき	500円	(1) 1回とは、市長が別に定める使用単位をいう。 (2) 木工研修室を個人使用する場合の木工用大型製材機の使用料並びに版画研修室を個人使用する場合の銅版画用大型プレス機及び銅版画用中型プレス機の使用料は、この表に規定する使用料の半額とする。 (3) 版画研修室を個人使用する場合の真空焼枠の使用料は、この表に規定する使用料の4分の1の額とする。
	フルコンサートピアノ(日本製)			3,000円	
	フルコンサートピアノ(外国製)			5,500円	
	ドラムセット		1式1回につき	250円	
陶芸研修室	土練機		1台1回につき	300円	
	タタ板製造機			400円	
	混練製土機			650円	
木工研修室	木工用大型加工機		1台1回につき	300円	
	木工用大型製材機		一式1回につき	1,000円	
織研修室	大型織機		1台1回につき	200円	
版画研修室	大型プレス機	リトグラフ用	1台1回につき	550円	
		銅版画用		600円	
	中型プレス機	リトグラフ用		250円	
		銅版画用		200円	
	多目的用			200円	
	真空式印刷台			300円	

製版カメラ	500円
真空焼枠	800円

3 札幌コンサートホール

区分				使用料		摘要	備考	
				単位	金額			
備付 物件 使用料	照明 設備	基本 セット(大 ホール 用)	平凸スポットライト (8台)	1式	2,200円	1台当たり1.5キ ロワット	(1) この表において 「午前」、「午後」、 「夜間」及び「全日」 とは、条例別表4 8 札幌コンサート ホールの表に規定 する、「午前」、「午 後」、「夜間」及び 「全日」をいい、「1 回」とは、市長が別 に定める使用単位 をいう。 (2) この表に規定す る使用料は、特に 明示したものを除 き、午前、午後及び 夜間の各使用時間 区分当たりの金額 である。 (3) 全日の使用の場 合の備付物件(持 込照明設備、持込 音響設備及び特殊 電源を除く。次号に おいて同じ。)の使 用料は、この表に 規定する金額の3 倍の額とする。 (4) 市長が午前、午 後、夜間若しくは全 日の各使用時間区 分を超過し、又は繰 り上げて使用するこ とを認めた場合の 備付物件の使用料 は、この表に規定す る金額に、当該超 過又は繰上時間1 時間までごとにつ き、全日の使用の 場合の1時間当たり の金額を3割増した 額を加算した額とす る。 (5) セットの使用料に ついて、各セットに 組み込まれた物件 の一部を使用しな い場合であっても、 使用料の減額は行 わない。 (6) オーケストラセ ット(オーケストラA セットを除く。)を使 用する場合、これに 加えて各セットに組 み込まれた物件と同 じ物件を単独で使 用することは認め ない。 (7) 楽器設備につい て調律を行う場合 は、この表に規定す る使用料のほか、 市長が別に定める 調律料を徴収する。 (8) 市長がこの表の 単位欄に規定する 時間を超過してレセ プショニストを配 置することを認めた 場合のレセプショニ スト料は、この表に 規定する金額に、当 該超過時間1時間 までごとにつき、当 該金額の1時間当 たりの額を加算した 額とする。	
		基本 セット(小 ホール 用)	フレネルスポットラ イト(8台)	1式	1,400円	1台当たり1キロ ワット		
		Aセ ット (大 ホール 用)	平凸スポットライト (80台) フォローピンスポッ トライト(3台)	1式	24,500円	1台当たり1.5キ ロワット 1台当たり1キロ ワット		
		Aセ ット (小 ホール 用)	フレネルスポットラ イト(32台) 平凸スポットライト (20台) フォローピンスポッ トライト(1台)	1式	10,100円	1台当たり1キロ ワット 1台当たり1キロ ワット 1キロワット		
		Bセ ット (大 ホール 用)	平凸スポットライト (48台)	1式	13,400円	1台当たり1.5キ ロワット		
		Bセ ット (小 ホール 用)	フレネルスポットラ イト(16台) 平凸スポットライト (12台)	1式	5,000円	1台当たり1キロ ワット 1台当たり1キロ ワット		
		フレネルスポットライト		1台	260円	1キロワット		
				1台	150円	500ワット		
		平凸スポットライト		1台	400円	1.5キロワット		
				1台	260円	1キロワット		
				1台	150円	500ワット		
		フォローピンスポットライト		1台	1,000円	1キロワット		
		パー64ライト		1台	1,000円	1キロワット		
				1台	420円	500ワット		
		パー36ライト		1台	310円	500ワット		
		エリスポットライト		1台	810円	750ワット		
		ピンスポットライト		1台	3,600円	2キロワット、クセ ン		
		ライト用スタンド		1本	190円			
		ミラーボール		1台	750円			
		持込照明設備		1台 1回	120円			
		カラーフィルター		1枚	90円			
	音響 設備	場内拡声装置	1式	12,000円	大ホール専用			
		三点吊装置	1台	3,000円				
		二点吊装置	1台	2,000円				
		一点吊装置	1台	1,000円				
		場内拡声装置	1式	4,200円	小ホール専用			
		三点吊装置	1台	600円				
		CDプレーヤー	1台	1,000円				
		デジタル録音機	1台	2,200円				
		効果機器	1台	3,400円				
		ワイヤレスマイク	1本	2,200円	マイク1本受信機 付き			
		マイクロホン		1本	1,300円	コンデンサー型、 スタンド1本付き		
				1本	1,000円	ダイナミック型、 スタンド1本付き		
				1本	5,000円	ステレオ型		
		マイクスタンド	1本	200円				
		ステージスピーカー	1台	1,200円				
		モニタースピーカー	1台	2,000円				

舞台 設備	臨時録音設備		1式	17,100円	
	持込音響設備		1式 1回	12,100円	
	オー ケス トラ Aセ ット	譜面台(130台) 演奏者用いす(130 脚) 指揮台(1台) 指揮者用譜面台 (1台) チェロ台(1台)	1式	25,020円	
	オー ケス トラ Bセ ット	譜面台(110台) 演奏者用いす(110 脚) 指揮台(1台) 指揮者用譜面台 (1台) チェロ台(1台)	1式	20,620円	
	オー ケス トラ Cセ ット	譜面台(90台) 演奏者用いす(90 脚) 指揮台(1台) 指揮者用譜面台 (1台) チェロ台(1台)	1式	16,220円	
	オー ケス トラ Dセ ット	譜面台(70台) 演奏者用いす(70 脚) 指揮台(1台) 指揮者用譜面台 (1台) チェロ台(1台)	1式	11,600円	
	電動迫り		1式	12,000円	大ホール専用
	合唱用ひな壇		1式	3,000円	
	平台		1台	240円	
	開き足		1台	60円	
	箱足		1台	40円	
	演台		1式	1,200円	
	長座布団		1枚	70円	
	びょうぶ		1双	2,400円	金、銀、鳥の子
	毛せん		1枚	400円	
	司会者台		1台	1,000円	
	指揮台		1台	240円	
	譜面台		1台	120円	
	指揮者用譜面台		1台	120円	
	譜面灯		1個	100円	
	チェロ台		1台	240円	
	机		1台	150円	
	演奏者用いす		1脚	100円	
	ピアノ用いす		1脚	200円	
	バス用いす		1脚	200円	
	スクリーン		1台	2,400円	
	シート		1式	2,000円	
楽器 設備	パイプオルガン		1台	20,000円	大ホール専用
	チェンバロ		1台	20,000円	
	ポジティブオルガン		1台	5,000円	
	コンティヌオオルガン		1台	8,000円	
	フルコンサートグランドピア ノ		1台	13,500円	外国製
			1台	9,500円	日本製
	セミコンサートグランドピア ノ		1台	2,500円	日本製(リハーサ ル室専用)
その 他の 設備	客席補助席		1脚	200円	
	物品販売用テーブル		1台	300円	
	持込器具		1台	60円	500ワットまでの もの
			1台	60円に500ワッ ト増すごとに60 円を加算した 額	500ワットを超え るもの
	特殊電源		1回	6,000円	10キロワットまで のもの
			1回	6,000円に1キ ロワット増すご とに600円を加 算した額	10キロワットを超 えるもの
	一般電源		1器種	200円	1キロワットまで のもの

(9) 市長がこの表の
摘要欄に規定する
使用時間区分を超
過し、又は繰り上げ
て舞台技術担当者
を配置することを認
めた場合の舞台技
術料は、この表に
規定する金額に、
当該超過又は繰上
時間1時間までご
とにつき、全日の使
用の場合の1時間
当たりの金額を10
割増した額を加算し
た額とする。

(10) 備付物件の使用
時間が午前、午後、
夜間若しくは全日の
各使用時間区分に
満たない場合又は
レセプション若し
くは舞台技術担当
者の配置がこの表
の単位欄若しくは摘
要欄に規定する時
間若しくは使用時間
区分に満たない場
合であっても、この
表に規定する使用
料の減額は行わな
い。

			1器種	200円に1キロ ワット増すこと に200円を加 算した額	1キロワットを超 えるもの
その他の 使用料	レセプション料	大ホールの全面 を使用する場合		150,200円	3時間30分
			大ホールの合唱 団席の部分以外 を使用する場合	141,100円	3時間30分
			大ホールの3階 客席の部分以外 を使用する場合	122,900円	3時間30分
			大ホールの合唱 団席及び3階客 席の部分以外を 使用する場合	109,200円	3時間30分
			小ホールの全面 を使用する場合	63,700円	3時間30分
			小ホールの2階 客席の部分以外 を使用する場合	45,500円	3時間30分
	舞台技術料	大ホールの午前 、午後又は夜 間の使用の場合		53,100円	
			大ホールの午前 及び午後又は午 後及び夜間の連 続使用の場合	62,400円	
			大ホールの全日 の使用の場合	75,000円	
			小ホールの午 前、午後又は夜 間の使用の場合	35,400円	
			小ホールの午前 及び午後又は午 後及び夜間の連 続使用の場合	41,600円	
			小ホールの全日 の使用の場合	50,000円	

4 モエレ沼公園

区分			使用料		備考
施設	種別		単位	金額	
ガラス のピラ ミッド	オーディオ装置一式		午前	330円	(1)「午前」とは、午前9時から 正午までをいう。 (2)「午後」とは、午後1時から 午後5時までをいう。 (3)「夜間」とは、午後6時から 午後9時までをいう。 (4)「全日」とは、午前9時から 午後9時までをいう。 (5) 市長がガラスのピラミッドの 備付物件の単位時間を超過 し、又は繰り上げて使用する ことを認めた場合における当 該備付物件の使用料は、この 表に規定する金額に、当該超 過又は繰上時間1時間までご とにつき、全日の使用の場合 の1時間当たりの金額を2割 増した額を加算した額とする。 (6) 使用時間が単位時間に満 たない場合であっても、当該 単位時間どおり使用したもの とみなす。 (7) 使用料の額に10円未満の 端数が生じたときは、これを 切り捨てる。
			午後	440円	
			夜間	330円	
			全日	1,100円	
	ビデオ等再生装置一 式		午前	1,600円	
			午後	2,100円	
			夜間	1,600円	
			全日	5,300円	
	ビデオプロジェクター (スクリーン付き)		午前	2,600円	
			午後	3,500円	
			夜間	2,600円	
			全日	8,700円	
	マイクロフォン(スタンド 付き)		午前	40円	
			午後	60円	
			夜間	40円	
			全日	140円	
野球場	放送設備 (マイク2 本を含 む。)	入場料の 類を徴収 しない場 合	午前8時から午後0時30分まで	3,850円	
			午後0時30分から午後5時まで	3,850円	
			午後5時から午後8時まで	2,570円	
			午前8時から午後5時まで	7,700円	
			午後0時30分から午後8時まで	6,420円	
			午前8時から午後8時まで	10,270円	
		入場料の 類を徴収 する場合	午前8時から午後0時30分まで	7,700円	
			午後0時30分から午後5時まで	7,700円	
			午後5時から午後8時まで	5,140円	
			午前8時から午後5時まで	15,400円	
	マイク	入場料の 類を徴収 しない場 合	午後0時30分から午後8時まで	12,840円	
			午前8時から午後8時まで	20,540円	
		1本に つ き	午前8時から午後0時30分ま で	500円	
			午後0時30分から午後5時 まで	500円	
			午後5時から午後8時まで	340円	
			午前8時から午後5時まで	1,000円	

		入場料の 類を徴収 する場合	1本 につ き	午後0時30分から午後8時まで	840円
				午前8時から午後8時まで	1,340円
				午前8時から午後0時30分まで	1,000円
				午後0時30分から午後5時まで	1,000円
				午後5時から午後8時まで	680円
				午前8時から午後5時まで	2,000円
				午後0時30分から午後8時まで	1,680円
				午前8時から午後8時まで	2,680円
	ワイヤレ スマイク	入場料の 類を徴収 しない場 合		午前8時から午後0時30分まで	1,000円
				午後0時30分から午後5時まで	1,000円
				午後5時から午後8時まで	680円
				午前8時から午後5時まで	2,000円
				午後0時30分から午後8時まで	1,680円
				午前8時から午後8時まで	2,680円
		入場料の 類を徴収 する場合		午前8時から午後0時30分まで	2,000円
				午後0時30分から午後5時まで	2,000円
				午後5時から午後8時まで	1,360円
				午前8時から午後5時まで	4,000円
				午後0時30分から午後8時まで	3,360円
				午前8時から午後8時まで	5,360円

一部改正〔平成27年規則36号・38号・令和6年26号〕

別表3

区分	金額	備考
夜間に開催するガイドツアー	1,500円	

追加〔令和2年規則35号〕

様式1

公園使用許可申請書

使 用 目 的 (具 体 的 内 容)			決 裁 欄			
			部長	課長	係長	係
公 園 名 (使 用 場 所)	公園・緑地					
使 用 期 間 (設置工事期間を含む。)	自 至	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分				
占用工作物又は施設の 種 類 及 び 数 量						
入 場 料 の 類 徴 収 の 有 無	有・無	有の場合の内容				
火 気 使 用 の 有 無	有・無	有の場合の内容				
そ の 他	参加人数	名				
使 の 用 料 減 免 の 有 無	有・無	有の場合の理由				
※ 使 用 料	円					
上記のとおり使用したいので許可の申請をします。 年 月 日 申請者 住 所 団体名・会社名 氏 名 電 話(勤・自) (あて先) 札幌市長			受付印	年 月 日 起案		
				年 月 日 起案		
(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 場所等が明確になる図面等を添付してください。 3 使用日が重複した場合は、受付日順とします。受付日が同日の場合は、担当部署で抽選して決定しますので、御了承ください。						

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。
様式1の2

公 園 使 用 許 可 書

使 用 目 的 (具体的内容)			許 可 条 件 1 都市公園法及び札幌市都市公園条例を遵守すること。 2 この使用又は占有に起因して、土地又は公園施設を損傷し、又は汚損したときは、すべて申請者の責任において損害を賠償すること。 3 広告又はこれに類するものを掲出し、又は配布しないこと。 4 物品を販売し、又は頒布しないこと。ただし、公園管理者が特に認めた物品については、この限りでない。 5 車両の公園(緑地)内への乗り入れ又は駐車は、禁止する。ただし、駐車場その他公園管理者が特に指定する場所への駐車及び資材搬入で公園管理者が台数を指定して特に認めた車両の乗り入れについては、この限りでない。 6 仮設物件を設置する場合は、次に掲げる事項を遵守すること。 (1) 設置に際し、樹木その他の公園施設を利用しないこと。 (2) 物件の維持管理は、申請者の責任において行い、公園(緑地)利用者の支障とならないよう十分な措置を講ずること。 (3) 撤去後は、復旧を完全に行うこと。 7 使用後は清掃を行い、速やかに原形に復旧し、発生したゴミは申請者においてすべて処理すること。 8 火気の使用は、禁止する。ただし、特に公園管理者の承認を得た場合は、この限りでない。 9 その他公園管理者の指示に従うこと。
公 園 名 (使用場所)	公園・緑地		
使 用 期 間 (設置工事期間を含む。)	自 年 月 日 時 分	至 年 月 日 時 分	
占 用 工 作 物 又 は 施 設 の 種 類 及 び 数			
入 場 料 の 有 無	有・無	有の場合の内容	
火 気 の 使 用	有・無	有の場合の内容	
そ の 他	参加人数 名		
使 用 料 減 免	有・無	減免基準第 号に 該当	
使 用 料	円		
上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 札幌市長 様 印			

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式2

公園施設設置許可申請書

- 1 公園施設の設置目的
- 2 公園施設の設置場所
及び期間
- 3 公園施設の種類及び数量
- 4 公園施設の構造
- 5 公園施設の管理方法
- 6 公園施設の設置工事
の期間及び実施方法
- 7 公園施設の設置工事費
の調達計画
- 8 公園施設の復旧方法
- 9 入場料の類の徴収の有無
- 10 その他

※使 用 料

上記のとおり公園施設を設置したい
ので許可の申請をします。

年 月 日

(あて先)札幌市長

申請者 住所

氏名

職業

電話(勤・自)

決 裁 欄

課 長

係 長

係

指 示 事 項

年 月 日起案

年 月 日決裁

受 付 印

注意 ※印には、記入しないでください。

見取図は、図面等を添付するか、詳細を裏面に 記
入してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式2の2

第 号
年 月 日

様

札幌市長



公園施設設置許可書

年 月 日付にて申請のありました公園施設の設置を下記
のとおり許可します。

記

- 公園施設の設置目的
- 公園施設の設置場所及び期間
- 公園施設の種類及び数量
- 公園施設の構造
- 公園施設の管理方法
- 公園施設の設置工事の期間及び実施方法
- 公園施設の設置工事費の調達計画
- 公園施設の復旧方法
- その他

使用料 円

許 可 条 件

- 札幌市都市公園条例を遵守すること。
-
-

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式3

公園施設管理許可申請書

公園施設の管理目的		決 裁 欄			
公園施設の種類及び名 称			課長	係長	係
公園施設の管理期間	年 月 日から 日間				
公園施設の管理方法					
入場料の類の徴収の有 無		指示事項			
そ の 他					
※使 用 料	円				
上記のとおり公園施設を管理したいので許可の申請をします。		受付印	年 月 日起案		
年 月 日 申請者 住所氏名職業 電話(勤・自)			年 月 日決裁		
(あて先)札幌市長					

注意 ※印には、記入しないでください。見取図は、図面等を添付するか、詳細を裏面に記入してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式3の2

第 年 月 日	号
様	許可条件
札幌市長	1 札幌市都市公園条例を遵守すること。
公園施設管理許可書	2
年 月 日付け申請による公園施設管理を下記のとおり許可します。	3
記	
1 公園施設の管理目的	
2 公園施設の種別及び名称	
3 公園施設の管理期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
4 公園施設の管理方法	
5 入場料の額の徴収の有無	
6 その他	
使用料	円

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式4 削除

様式5

許 可 変 更 申 請 書

許可された事項		決 裁 欄		
		課長	係長	係
許可番号及び年月日				
変 更 事 項		指示事項		
変 更 理 由				
そ の 他				
上記のとおり変更したいので許可の申請をします。		受付印	年 月 日起案	
年 月 日			年 月 日決裁	
申請者	住所 氏名 職業 電話(勤・自)			
(あて先)札幌市長				

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式5の2

第 年 月 日	号
様	許可条件
札幌市長	1 札幌市都市公園条例を遵守すること。
変更許可書	2
年 月 日付け申請による許可変更を下記のとおり許可します。	3
記	
1 許可された事項	
2 許可番号及び年月日	
3 変更事項	
4 変更理由	
5 その他	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式6

公園施設設置(管理)休止許可申請書

公園施設の名称		決 裁 欄			
許可番号及び年月日			課長	係長	係
休止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	指示事項			
休止理由					
上記のとおり公園施設の設置(管理)を休止したいので許可の申請をします。 年 月 日 申請者 住所 氏名 職業 電話(勤・自) (あて先)札幌市長		受付印	年 月 日 起案		
			年 月 日 決裁		

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式6の2

第 号 年 月 日	許可条件
様 札幌市長 公園施設設置(管理)休止許可書 年 月 日付け申請による公園施設の設置(管理)の休止を下記のとおり許可します。 記 1 公園施設の 名 称 2 許 可 番 号 及 び 年 月 日 3 休止の期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 休止の理由	1 札幌市都市 公園条例を遵守すること。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式7

届 書

公園名及び事由		決 裁 欄			
許可年月日又は 受命年月日			課長	係長	係
届出事項		検査意見			
その他の理由					
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 電話(勤・自) (あて先)札幌市長		受付印	年 月 日 起案		
			年 月 日 決裁		

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式7の2

年 度 保 管 工 作 物 等 一 覧 簿 (区)								
整理番号	保 管 し た 工 作 物 等			保 管 し た 工 作 物 等 が 放 置 さ れ て い た 場 所	除 却 し た 日 時	保 管 の 開 始 日	保 管 の 場 所	備 考
	名 称 又 は 種 類	形 状	数 量					
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式7の3

受 領 書

年 月 日

(宛先)札幌市長

返還を受けた者
住 所
氏 名
電 話 ()

下記のとおり工作物等(又は現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時	年 月 日	
返還を受けた場所		
返 還 を 受 け た 工 作 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
(返還を受けた金額)		円

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。
一部改正〔令和4年規則23号〕

様式8

都市公園使用料減額(免除)申請書

使用の公園又は公 園施設		決 裁 欄			
許可(承認)年月日			課長	係長	係
許可(承認)番号					
減額(免除)の額					
減額(免除)の理由					
上記のとおり都市公園の使用料の減額(免除) を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 (あて先) 札幌市長		受付印	年 月 日 起案		
			年 月 日 決裁		

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式8の2

		第 号
		年 月 日
様	札幌市長	印
使用料減額(免除)決定書		
年 月 日申請の都市公園の使用料の減額(免除)について は、下記のとおり決定します。		
記		
1 減額(免除)する額		
2 その他		

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。